

日弁連法1第254号  
2015年（平成27年）12月16日

弁護士会会长 殿

日本弁護士連合会  
会長 村 越 進  
(公印省略)

「弁護実務修習ガイドライン」の配布及びこれに沿った修習  
の実施について（依頼）

日頃より、当連合会の活動に御理解いただき、誠にありがとうございます。  
また、司法修習生に対する指導等につきましては、御尽力を賜り、心から御礼  
申し上げます。

さて、御承知のとおり、弁護実務修習に関し、平成26年3月に当連合会が理  
事会の承認により「弁護実務修習に関するガイドライン」を策定し、別紙のとおり  
各弁護士会にお送りして、各個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」とい  
います。）に配布いただくよう、お願いしているところです。

このガイドラインは、司法修習生指導要綱（甲）において司法修習の目的とし  
て示されている「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のた  
めの基本的かつ汎用的な技法と思考方法」の修得のために、各担当弁護士に対し  
て指導方法としての指針を示すもので、短期間ではあるものの弁護実務修習の更  
なる充実を図るとともに、各司法修習生によって受ける指導に大きな格差が生じ  
ないようにするために、できる限りこのガイドラインに沿った個別指導に努めてい  
ただきたい、というものです。

しかしながら、担当弁護士によって抱えている事件も異なり、単独でこのガイ  
ドラインに沿った個別指導が困難な場合もあるかと思われます。したがって、  
各弁護士会におかれましては、修習の実施について各担当弁護士との情報共有や  
連携を強化していただき、適切な事件を担当している他の弁護士を紹介する等の  
バックアップ体制を整えていただき、お願い申し上げます。また、各担当弁  
護士の皆様には、このガイドラインがそのような位置付けのものであることを御  
説明いただいて、配布していただければ幸いです。

第69期司法修習生の修習は平成27年12月2日に開始しており、平成28

年1月4日には分野別実務修習が始まります。司法修習の開始に当たり、司法研修所から各司法修習生に「司法修習ハンドブック」が配布されますが、第69期司法修習生への配布分から「弁護実務修習ガイドライン」を含む全ての実務修習ガイドラインが掲載されております。したがって、今後は、司法修習生が「弁護実務修習ガイドライン」の内容を把握しているものと考えられますので、その点も御考慮いただき、御協力のほど、何卒よろしくお願ひいたします。

#### 添付資料

2014年3月6日付け「弁護実務修習ガイドラインの送付について」